

報告第5号

令和2年3月10日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月10日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

鈴鹿市長 末松 則子

職員が
公用車を駐車させるため後進した際、当該公用車の左後部が当該駐車場に設置されている相手方所有のカーポートに接触したもの